

広島県教育委員会教育長告示第七号

広島県立特別支援学校学則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月二日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県立特別支援学校学則施行細則の一部を改正する告示

広島県立特別支援学校学則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表備考二中「ものとし、外国人登録証明書の生年月日の記載方式により記載する」を削る。

附 則

この教育委員会教育長告示は、平成二十四年七月九日から施行する。